防災業務実施状況チェック表（自衛防災組織）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報 告 項 目 | 適 否 | 具体実施状況等 | 対前年度異動状況 |
| イ 特定防災施設が、次の(ｱ)から(ｳ)までに定めるところにより設置され、かつ、法第十五条第二項の規定に基づき、設置時届出がされ、消防機関の検査を受けていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| （ｱ）　流出油防止堤にあっては、省令第三条から第六条の規定に従って設置されていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| （ｲ）　消火用屋外給水施設にあっては、省令第七条から第十二条の規定に従って設置されていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｳ)　非常通報設備にあっては、省令第十三条の規定に従って設置されていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| ロ　防災要員及び防災資機材等が、次の(ｱ)から(ｽ)までに定めるところにより設置され、かつ、法第十六条第五項の規定に基づき、設置時届出がされていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｱ)　防災要員にあっては、施行令第七条の規定に従って置かれていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｲ)　大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等にあっては、施行令第八条の規定に従って備え付けられていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｳ)　甲種普通化学消防車にあっては、施行令第九条の規定に従って備え付けられていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｴ)　普通消防車及び小型消防車にあっては、施行令第十条の規定に従って備え付けられていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｵ)　普通高所放水車にあっては、施行令第十一条の規定に従って備え付けられていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｶ)　乙種普通化学消防車にあっては、施行令第十二条の規定に従って備え付けられていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｷ)　泡消火薬剤にあっては、施行令第十四条の規定に従って備え付けられていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｸ)　可搬式放水銃等にあっては、施行令第十五条の規定に従って備え付けられていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｹ)　前(ｲ)から(ｸ)までにかかわらず、現に施行令第十六条第一項の規定が適用されて備え付けられている防災資機材等にあっては、引き続き、市町村長の認定を受けた状況で備え付けられていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｺ)　オイルフェンス及びオイルフェンス展張船にあっては、施行令第十七条の規定に従って備え付けられていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｻ)　油回収船及び油回収装置にあっては、施行令第十八条の規定に従って備え付けられていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｼ)　共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員にあっては、施行令第二十条の規定に従って備え付けられ又は配置されていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｽ)　共同防災組織を設置した場合における構成事業所の自衛防災組織にかかる防災資機材等及び防災要員にあっては、施行令第二十一条の規定に従って備え付けられ又は配置されていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| ハ　防災管理者・副防災管理者に対する研修の実施状況に関すること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| ニ　防災管理者等の選任（解任）の届出がされていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| ホ　防災規程に基づき、次の(ｱ)から（ﾁ）までに掲げる事項が適切に行われているとともに、法第十八条の規定に基づき防災規程の届出がされていること | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｱ) 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の職務に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｲ) 防災管理者、副防災管理者又は防災要員が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｳ) 防災要員の配置及び防災資機材等の備え付けに関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｴ) 自衛防災組織の編成に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｵ) 防災要員に対する防災教育の実施に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｶ) 自衛防災組織の防災訓練の実施に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｷ) 防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｸ) 特定防災施設等及び防災資機材等の点検に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｹ) 出火、石油等の漏洩その他の異常な現象が発生した場合における事業所の事業実施の統括管理者の消防機関への通報に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｺ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における自衛防災組織の防災活動に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｻ) 当該特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｼ) 防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｽ) 防災規程に違反した防災管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｾ) (ｱ)から(ｽ)に掲げるもののほか、事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関し必要な事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ｿ) 特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な自衛防災組織の業務（以下「自衛防災業務」という。）の一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合においては、当該特定事業所の防災規程に、(ｱ) から(ｾ)に掲げる事項のほか、当該自衛防災業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う自衛防災業務の範囲及び実施方法に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ﾀ) 省令第二十六条第三項に規定する強化地域（以下「強化地域」という。）に所在する特定事業所にあっては次に掲げる事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| ａ　大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の伝達に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| ｂ　警戒宣言が発せられた場合における避難に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| ｃ　警戒宣言が発せられた場合における防災のための施設、設備又は資機材等の整備及び点検その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| d　大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| e　大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| (ﾁ) 省令第二十六条第五項に規定する推進地域（以下「推進地域」という。）に所在する特定事業所にあっては次に掲げる事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| ａ　東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| ｂ　東南海・南海地震に係る防災訓練の実施に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |
| ｃ　東南海・南海地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関する事項 | □ 適□ 否 |  | □ 有□ 無 |

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２ 適否の欄には、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、「否」の場合は、その措置状況について具体実施状況等の欄に記入すること。（ハ 防災管理者等の研修の状況については、研修受講の有無についてレ点を記入し、有の場合は研修内容について具体実施状況等の欄に記入すること。）

３ 対前年度異動状況の欄には、前年度から異動があった場合は「有」の□にレ点を記入するとともに、具体実施状況等の欄に異動の内容を記入し、異動がない場合は「無」の□にレ点を記入すること。

４ 該当のない項目については、具体実施状況等の欄に「該当なし」と記入すること。